

告 示 第 4 号

令和7年3月3日

鹿児島市船舶事業管理者

船舶局長 橋 口 訓 彦

令和7年度船員法第83条の規定に基づく健康診断業務委託契約に係る制限付き一般競争入札参加者の資格について（公告）

令和7年度船員法第83条の規定に基づく健康診断業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市船舶局契約規程（平成17年規程第2号）第1条に基づき準用する鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

## 記

### 1 入札に付する事項

業 務 名 令和7年度船員法第83条の規定に基づく健康診断業務

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市船舶局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年11月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市船舶局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 公告日において、納期の到来している市税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 船員法施行規則第57条に掲げる医師が在籍する医療機関であること。
- (8) 鹿児島港桜島フェリーターミナル又は桜島港フェリーターミナルから半径1キロメートル以内に船員が随時、健康診断に通うことができる検査施設を有すること。

### 3 入札参加申請方法等

#### (1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに鹿児島市船舶事業管理者に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

ア 令和7年度船員法第83条の規定に基づく健康診断業務委託に係る制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 船員法施行規則第57条に掲げる医師である証明

ウ 医療機関の開設許可証の写し

エ 医療機関の所在地、健康診断実施の曜日及び受付時間（様式2）

オ 鹿児島市税に係る滞納がないことの証明書（写し可）

カ 商業登記簿謄本（写し可）。個人の場合は、身分証明書（写し可）。

キ 印鑑証明書（原本に限る）

ク 検査項目確認調書（様式3）

ケ 2(6)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式4）

- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。
- (4) イの中で地方運輸支局長が指定した指定医療機関である場合は、ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケのみの提出で可能とする。
- (5) 各提出書類は、令和7年3月1日現在で作成し、押印の部分については印鑑登録された印鑑を使用すること。
- (6) 証明書類は、証明年月日が書類提出前3か月以内のものとする。

### 4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 用紙の交付及び受付期間

令和7年3月3日（月）から同月12日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 用紙の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 用紙の交付場所、受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課総務係（桜島港フェリーターミナル2階）

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>

電話 099-293-4782（直通）

(4) 提出部数 各1部

(5) その他

交付する用紙は、全て本局ホームページにおいて入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年3月14日（金）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から7日以内に鹿児島市船舶事業管理者に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、土曜日及び日曜日を除く4(2)の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内に書面により回答する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) この契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和7年3月20日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の間、鹿児島市船舶局総務課及び本局ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールの送信により行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和7年3月12日（水）午後5時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

spsou-soumu@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本局ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日、日曜日を除く。）以内に本局ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和7年3月20日（木）までとする。

## 7 入札説明会

実施しない。

## 8 入札執行日時等

- (1) 入札執行の日時 令和7年3月21日（金）午前10時00分  
(2) 入札執行の場所 鹿児島市桜島横山町61番地4  
桜島港フェリーターミナル1階 多目的ホール

## 9 入札方法

- (1) 郵送及び電信による入札は、認めない。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、3回までとする。

## 10 入札保証金・契約保証金について

- (1) 入札保証金は、鹿児島市船舶局契約規程第1条の規定により準用する鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。  
(2) 契約保証金は、鹿児島市船舶局契約規程第1条の規定により準用する鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

## 11 最低制限価格

設定しない。

## 12 開札の日時及び場所等

開札は、8に掲げる日時及び場所において行う。

## 13 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
  - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
  - エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
  - キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
  - ク 明らかに連合によると認められる入札
  - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、当該契約に係るその後の再度入札に参加することができないものとする。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 本入札は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効となります。

#### 1.4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

#### 1.5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

#### 1.6 問い合わせ先

〒891-1419

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課総務係（桜島港フェリーターミナル2階）

電話 099-293-4782（直通）

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>

電子メール [spsou-soumu@city.kagoshima.lg.jp](mailto:spsou-soumu@city.kagoshima.lg.jp)